

【論文】

法人税における法定税率と実際税率の乖離問題

The difference between the statutory tax rate and
the actual tax rate in corporate tax

藤 井 誠
Fujii Makoto

目次

- I はじめに
- II 分析データの概略と抽出
- III 項目間の相関関係
- IV 資本金と乖離税率の関係
- V 租特透明化法による開示データ分析
- VI 税率のパラドックス
- VII 検討
- VIII おわりに

要約

法人税額は、課税所得金額に税率を乗じることによって算出されるのであるから、課税所得と税率との間には密接な関係があり、近年の税制改正はこの関係を前提として実施されている。ところが、法定税率と実際税率との間には乖離が生じている。その程度は一様ではないため、この問題について分析を行った結果、乖離の原因は租税特別措置規定にあること、資本金が多いほど乖離も大きいこと、資本金1億円を境に小さなピークが存在することが確認された。しかし、租税特別措置が必ずしも悪法とは言えないということを、シミュレーションを通じて明らかにし、租税特別措置には租税支出の一つの手段としての合理性が見出せるとの結論を得た。

I はじめに

税務会計における中心的課題は課税所得の算定にあるが、最終的な法人税額は課税所得金額に税率を乗じることによって算出されるのであるから、課税所得と税率との間には密接な関係がある（武田〔2011〕27頁）。近年、法人税率は低減される傾向にあり、これは主に国際的に同様の傾向にあることが背景にある。その反面、受取配当等の益金不算入割合の縮減や各種引当金の廃止等、課税基礎は拡大の傾向にある（石〔2008〕486-487頁）。このように、近年の法人税においては、課税所得と税率との間には反比例の関係があることが窺え、その関係はまず税率の低減が図られ、これに呼応する形で課税所得の拡大が措置されるという状況にある。改めて述べるまでもなく、この根底にある命題は法人税収の維持である。このような傾向は、1993年（平成5年）11月に公表された「今後の税制のあり方についての答申」において、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方向性が示され（税制調査会〔1993〕6頁）、実際にそのような制度改正が行われてきた。

課税所得と税率の不可分性に絡む今ひとつの問題が、租税特別措置法における諸規定の存在である。たとえば、特定資産の取得等については、所得計算上の減額措置である特別償却と所得計算後の税額控除が選択的に適用されるものがあり、これは実質的に課税所得の低減ならびに税率の低減と同様の効果をもたらす。

さらに、法人税の課税所得金額ならびに法人税額は、住民税額および事業税額の算定基礎ともなるもので、これらは企業会計上費用となるものであることから、税務会計における研究対象として、課税所得計算に関する事柄のみならず、税率に関する問題も含めなければならぬことは明かかであろう。

日本の法人税制は、法形式上、完全とはい

わないまでも理論に裏打ちされた恒久法である法人税法と、その枠外にある租税特別措置法に区別される。租税特別措置法は、経済政策的あるいは社会政策的等の目的をもって制定される法律であり、時限立法の形式をとるものである¹⁾（武田〔2005〕45頁）。しかしながら、各種の特別措置の利用実態や効果については不透明な部分が多く、シャープ勧告においても租税特別措置を公平の原則に反するものとしてこれを厳しく排撃したことが指摘されている（金子〔2017〕58頁）。同様に、租税原則の核をなす公平・中立のいずれにも抵触するという批判（畠山〔1990〕1頁、古田〔2015〕67頁）も根強い。

租税特別措置とは、担税力その他の点で同様の状態にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、税負担を軽減あるいは重課することを内容とする措置のことで、税負担を軽減する措置を租税優遇ないし軽課措置、税負担を加重する措置を租税重課措置と区別される（金子〔2017〕88頁）。このうち、租税優遇措置は、納税者の経済活動を一定の方向に誘導することを目的としたものであり、その大部分は租税特別措置法に定められているが、所得税法や法人税法等の一般法において定められているものの中にも、租税特別措置の性質を持つものが少なくないともされ（金子〔2017〕88頁）、租税優遇措置の定義は一義ではない。なお、租税優遇措置の分類として、所得調整と税額調整という区分の他、租税優遇措置の実質的な効果の相違に着目する場合には、完全免除措置と課税繰延措置という区分が重要となる（福浦〔2012〕88頁）。

従来、租税特別措置に関しては、法的な問題として、憲法第14条に抵触する不公平性の是正と、政府による実質的な補助金の議会統制という二つの観点からの議論が行われてきたとされる（谷口〔1990〕30頁）。しかし、租税特別措置は長らく曖昧な形で実施されて

きたとの指摘がある（中村〔1995〕212頁）。また、租税優遇措置については、特定の法人等がその恩恵に浴するのではなく、公共の利益に叶うことにより正当化されることの重要性が指摘されている（鈴木〔2013〕9頁）。

本来、租税特別措置はその役割を果たしたり、効果がなくなった場合には改廃されていくべくものである（成道〔2015〕29頁）。そのため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みを構築するという趣旨から、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下、「租特透明化法」という。）が平成22年4月1日に施行（一部平成23年4月1日施行）され、平成23年4月1日以降終了する事業年度（3月決算法人の場合には平成23年度以降）において、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出することとされている（租特透明化法第3条第1項）。そして、この明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、詳細な適用実態を調査することとしているのである（租特透明化法第4条第1項）。さらに、調査内容が国会に報告されることが定められ（租特透明化法第5条第2項）、当該資料は財務省より公開されている。

また、これとは別に、国税庁は昭和26年分より会社標本調査を行っている。その内容は「国税庁統計年報書」を通じて公表されているが、租税特別措置法の適用実態については、平成23年度分から租特透明化法に基づく調査により公表されることに合わせ、該当項目を削除している（平成27年分会社標本調査6頁）。

しかし、これらの公開されている統計数値は、これまでのところ必ずしも税制度の立案、改定において十分に利用されているとはいえない状況にある。そこで、本稿においては、これらのデータから読み取れる情報のうち、

特に租税優遇措置関連規定の現状を分析することにより、資本金を基準とした規模別に法人税負担の偏りがあることを明らかにし、その妥当性を検討するものである。

Ⅱ 分析データの概略と抽出

（1）会社標本調査

国税庁による会社標本調査は、内国普通法人を対象として、昭和26年分から開始され、以後毎年実施されている。これは、法人の会社法における計算書類の数値ではなく、税務署に提出された法人の確定申告書等の数値に基づいている。

（2）調査方法

平成27年度分調査において、連結子会社を含む法人数全体は、264万1,848社（前年度比+2万5,363社、同+1.0%）となっている。このうち、利益計上法人²⁾数は93万9,577社（前年度比+6万3,175社、同+7.2%）、欠損法人³⁾数は169万859社（前年度比△3万8,513社、同△2.2%）、全法人に占める欠損法人の割合は、64.3%（前年度比△2.1ポイント）である。

当該調査は標本調査であり、母集団である調査対象法人から資本金階級別等一定の方法によりサンプル（現時点の最新データである平成27年分の標本法人数は158万2,165社）を抽出し、標本法人のデータを基に母集団全体の各値を推計する方法がとられている。なお、平成27年分の調査において、資本金10億円以下の法人の標本法人割合は46.4%ないし63.1%、資本金10億円超の法人については100%（全数抽出）であり、全法人における標本法人割合は59.9%となっている。

（3）抽出データの概要

会社標本調査より、資本金階級別に以下のデータを抽出した。各データの内容は次に示すとおりである。*は、公表されているデータを基に、筆者が算出したデータを示す。

① 資本金階層

事業年度末現在の払込済み資本金額または出資金額であり、100万円以下から100億円超まで12の階層に区分されている。

② 法人数

確定申告書を提出した法人数であり、連結納税適用法人を除外している。

③ 申告所得金額・申告欠損金額

確定申告書に記載された所得金額および決算金額であり、半年決算法人において1年の間に所得金額と欠損金額が生じた場合には、相殺せずに集計されている。

④ 算出税額

申告所得金額に軽減税率を含めた法人税率を乗じて算出された税額である。

⑤ 算出税率*

算出税額を申告所得金額で除した税率を算出したものである。

⑥ 法人税額

算出税額に課税留保金額に対する税額等を加算し、所得税額、外国税額、投資税額等を控除した納付すべき法人税額である。

⑦ 実際税率*

法人税額を申告所得金額で除した税率を算出したものである。

⑧ 乖離税率*

算出税率から実際税率を控除して算出したものである。この値は、投資税額控除等の租税優遇措置に起因するものである。

⑨ 法人税額控除所得税額

法人税額から控除される所得税額は、所

得税法の規定により源泉徴収された税額であり、乖離税率に直接影響するものである。

⑩ 法人税額控除外国税額

法人税額から控除される外国税額は、外国税法の規定により徴収された税額であることから、これも乖離税率に直接影響するものである。

⑪ 準備金

特別償却準備金、海外投資等損失準備金、探鉱・海外探鉱準備金の合計額である。なお、各準備金の金額も示されている。

Ⅲ 項目間の相関関係

租税優遇措置の範囲については必ずしも明確にはされておらず、正確な算定方法も示されていない。そのため、まず公開されているデータを利用して、各項目間の相関分析を行うこととする。分析の対象とする項目は、資本金、申告所得、乖離税率、所得税額控除、外国税額控除、準備金の6項目とする。特別償却準備金については、乖離税率に影響を及ぼす租税優遇措置ではないものの、乖離税率等との関係についての傾向を探るために分析の対象とする。なお、資本金については、資本金総額を法人数で除すことにより、階層別の算術平均資本金額を算出した。この他の項目についても数値は総額で示されたものであるため、法人数で除すことにより算術平均値を算出している。これを基にそれぞれの数値の相関分析を行った。

【図表 3-1】項目間の相関係数（平成 27 年度）

	資本金	申告所得金額	乖離税率	所得税額控除	外国税額控除	準備金合計額
資本金	1					
申告所得金額	0.996906906	1				
乖離税率	0.885894214	0.913799661	1			
所得税額控除	0.996324914	0.986979295	0.850234689	1		
外国税額控除	0.999819371	0.995445780	0.879039841	0.997739302	1	
準備金合計額	0.999612189	0.998398623	0.896085063	0.994356807	0.999155932	1

【図表 3-2】項目間の相関係数（平成 24-27 年度）

	資本金	申告所得金額	乖離税率	所得税額控除	外国税額控除	準備金合計額
資本金	1					
申告所得金額	0.990225546	1				
乖離税率	0.888805508	0.909466456	1			
所得税額控除	0.931800999	0.938767978	0.798040758	1		
外国税額控除	0.979979145	0.957828611	0.873856089	0.848982178	1	
準備金合計額	0.965462538	0.965823271	0.860645337	0.972207509	0.897945617	1

この分析結果が平成 27 年度においてのみ得られる可能性を確認するため、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間においても同様の分析を実施する。

各項目間の相関係数はいずれも非常に高い数値となっている。このことは、資本金額が増えるにつれて法人の申告所得額が大きくなり、乖離税率も増加する顕著な傾向があることを示している。

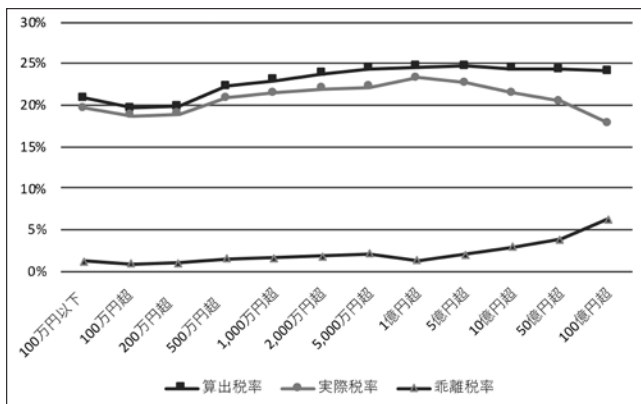
周知のように、法人税法は資本金についての定義は有しておらず、資本金等の額を規定するにとどまり、会社法に依存する形をとっている。これは、法人税法の立場からは、資本金等の額と利益積立金の額との区分がなされていれば十分なのであって、資本金そのものに対する関心はないため、とりたててこれを規定する必要性に乏しいためである。しかし、このような考え方は所得計算の文脈にお

いてのものであり、法人税法においても資本金に関心を持つ規定がないわけではない。

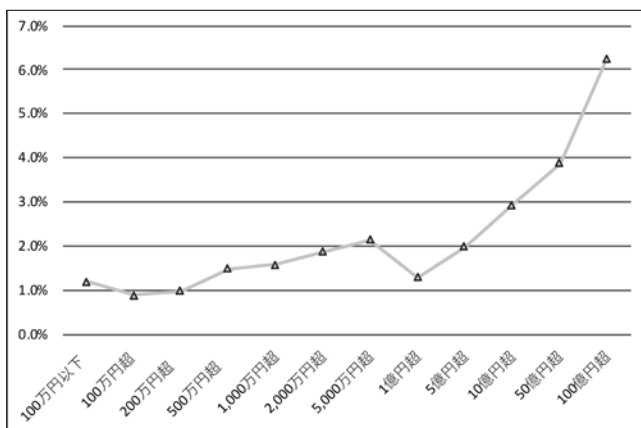
たとえば、法人税法は、軽減税率の適用等について中小法人の定義を規定⁴⁾し（法人税法第 57 条）、そこでは資本金の額を基準としている。この点について、「会社法制の見直し等により資本金の性格が変わったため、資本金額が企業の規模や活動実態等を的確に反映しているとはいえず、現行の資本金基準は中小法人の範囲を定める指標としては適切ではない。」（税制審議会〔2016〕2 頁）との指摘がある。

1 億円という閾値の妥当性についてはここで検討するべきものではないが、法人の所得金額や欠損金額、あるいは、これを構成する諸項目については、資本金との間に明確な相関関係があることが示されることから、資本金基準には一定の合理性が認められるものと

【図表 3-3】資本金階層と算出税率、実際税率、乖離税率（平成 27 年度）



【図表 3-4】 資本金階層と乖離税率（平成 27 年度）



考えられる。

ここで、相関係数が全体の中では相対的に低い値となっている資本金と乖離税率に注目したい。乖離税率とは、申告所得金額に所定の税率を乗じて算出された税額である算出税額と、法人税額を申告所得金額で除した実際税率との差である。すなわち、この差の原因として考えられるのが、租税特別措置法に規定する各種の投資税額控除である。

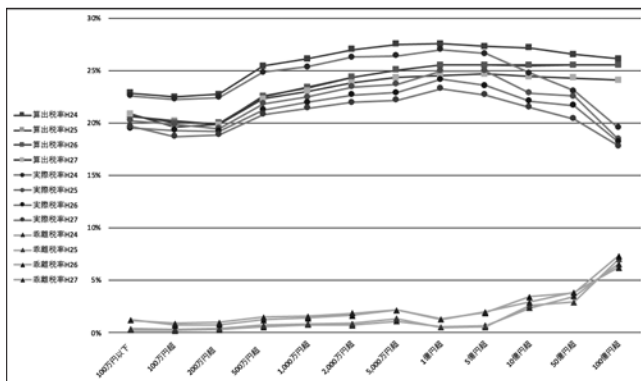
この2つのグラフは、乖離税率について、5,000万円超1億円以下の資本金階層において小さな山ができていていることを示しており、中小法人に限定した租税優遇措置の恩恵を強く受けていることが示唆される。そして、資本金階層5億円超の法人から、乖離税率は急

激に増えていることが読み取れ、各種の租税恩恵を享受していることを窺わせる。

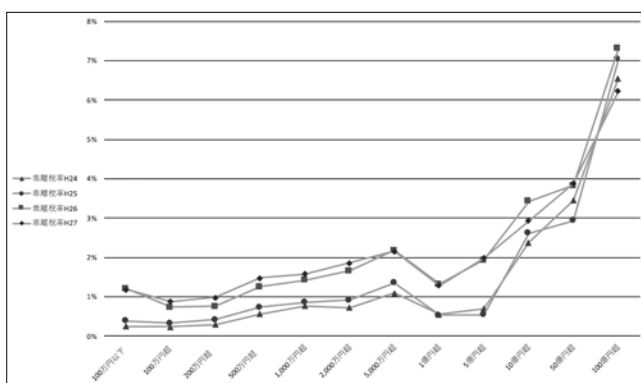
なお、【図表 3-1】および【図表 3-2】において、資本金と乖離税率の相関関係は非常に高いものの、他の項目と比べると相対的に低い値を示している。

そこで、帰無仮説を「資本金と乖離税率の2つの変量に相関はない。」として、無相関検定を行っておく。自由度2とした検定統計量は6.039と計算され、したがって、帰無仮説が成り立つ確率は0.00013と算出される。以上の結果により、0.1%有意水準で帰無仮説は棄却される。同様の傾向は、平成24年度から27年度における数値からも読み取ることができ、相関係数0.888、検定統計

【図表 3-5】 資本金階層と算出税率，実際税率，乖離税率（平成 24-27 年度）



【図表 3-6】 資本金階層と乖離税率（平成 24-27 年度）



量 13.154 が得られ、やはり 0.1% 有意水準で帰無仮説は棄却される。

4 年間の算出税率、実効税率、乖離税率を示したものが【図表 3-5】、【図表 3-6】のグラフである。資本金 5,000 万円超の法人、すなわち資本金 1 億円以下の法人において、乖離税率が小さなピークを迎え、その後いったん落ち込んだ後、急激に上昇することが読み取れる。

なお、各年度における法人税率は以下のとおりである。

【図表 3-7】 法人税率の推移（＊平成 24・25 年度のみ復興特別法人税（10%）あり）

年 度	法人税率	中小法人の 軽減税率
平成 24 年度	25.5% ＊	15%
平成 25 年度	25.5% ＊	15%
平成 26 年度	25.5%	15%
平成 27 年度	23.9%	15%

この 4 年間の推移を見ると、算出税率と実効税率は減少傾向にあるが、乖離税率は拡大する傾向にあることが示され、このことは租税優遇措置の規模が増加していることを意味している。なお、資本金 100 億円超の法人に

おける乖離税率は、平成 26 年度の 7.31% という数値からは縮小している。

中小法人の軽減税率については、本則税率が 19%（法人税法第 66 条第 2 項）のところ、特例により 15% とされている（租税特別措置法第 42 条の 3 の 2）が、法人擬制説によれば、法人の資本金額の大小、あるいは、所得金額の多寡によって税率を変化させるべきものではなく、この特例もまた租税優遇措置といえることはもちろん、本則税率もまた優遇措置の性格を帯びているといえよう。

IV 資本金と乖離税率の関係

相関分析により資本金と乖離税率との間に強い相関関係が認められたが、つぎに、両者の関係について、以下の回帰式による回帰分析を行う。

$$y = ax + \beta$$

y ：乖離税率

a ：資本金平均額

β ：決定項

なお、相関分析に加えて回帰分析を行う必要性については、若干の説明を付け加えておきたい。本稿における相関分析は関数相関係

法人税における法定税率と実際税率の乖離問題

数を用いている。これは、x 軸と y 軸相互間の関係を係数化したものである。これに対し、回帰係数（傾き）は、y に対する x の関係を示しているため、換言すれば y 軸方向のみを考慮した最小二乗法に基づくため、両者の係数の意味が異なっている。そのため、相関分析に加えて回帰分析を実施する。

回帰式における重決定 R2 は 0.785、有意 F 値は 0.0001、t 値は 6.0390、P 値は 0.0001 となり、資本金と乖離税率との間に関係性はないという帰無仮説は、0.1% 有意水準で棄却される。

これまで行った相関分析および回帰分析の結果、資本金と乖離税率との間には有意な関

係があることが示される。そして、資本金 1 億円以下の法人については、その中での最高位層である資本金 5,000 万円超 1 億円以下の中小法人が租税優遇措置の恩恵を強く受けていることが読み取れる。また、資本金 1 億円超の大法人については、加速度的に租税優遇措置の恩恵が増加することが明らかとなった。とりわけ、資本金 100 億円超の法人については、乖離税率は 6% を超えており、その恩恵の強さが際立つ。

平成 24 年度から平成 26 年度のデータを加えて 4 年間を通じた回帰分析を行った結果は次のとおりである。

このように、資本金と乖離税率との間に関

【図表 4-1】資本金と乖離税率の単回帰分析（平成 27 年度）

回帰統計					
重相関 R	0.885894214				
重決定 R2	0.784808559				
補正 R2	0.763289415				
標準誤差	0.00744404				
観測数	12				

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散 t	有意 F
回帰	1	0.002020953	0.002020953	36.47024974	0.000125417
残差	10	0.000554137	5.54137E-05		
合計	11	0.00257509			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	0.017334799	0.002285579	7.584423534	1.87292E-05	0.012242212	0.022427386	0.010091176	0.024578422
資本金	8.6334E-07	1.42959E-07	6.039060336	0.000125417	5.44807E-07	1.18187E-06	4.10263E-07	1.31642E-06

【図表 4-2】資本金と乖離税率の単回帰分析（平成 24-27 年度）

回帰統計					
重相関 R	0.888805508				
重決定 R2	0.789975231				
補正 R2	0.785409475				
標準誤差	0.008262791				
観測数	48				

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散 t	有意 F
回帰	1	0.011812841	0.011812841	173.0217862	3.38253E-17
残差	46	0.003140591	6.82737E-05		
合計	47	0.014953432			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	0.012982	0.001269311	10.22759411	1.97998E-13	0.010427009	0.015536991	0.009571344	0.01639265
資本金	1.06778E-06	8.11771E-08	13.1537746	3.38253E-17	9.04384E-07	1.23119E-06	8.49661E-07	1.28591E-06

係性はないという帰無仮説は 0.1% 有意水準で棄却されることとなり、過去 4 年間にわたり、資本金が乖離税率に有意に影響することが示される。

V 租特透明化法による開示データ分析

乖離税率には、税額控除による租税優遇措置が影響を及ぼしていることが推定されるため、財務省による公開データを用いて、追加的な分析を実施する。

租税特別措置法に規定する多くの租税優遇措置のうち、税額控除を認めているものは比較的少ないものの、短期間で改廃が多く、また似通った目的を有する制度も含まれることから、まず、平成 27 年度について、続いて平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を通じて、以下の 2 つのグループに焦点を当てて分析を行う。

(1) 試験研究費関連税額控除

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除
- ② 中小企業技術基盤強化税制
- ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除
- ④ 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除
- ⑤ 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除

- ⑥ 試験研究費の増加額に係る税額控除
 - ⑦ 平均売上金額の 10% を超える試験研究費の額に係る税額控除
- (2) 設備投資関連税額控除
- ① 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ② 事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除
 - ③ 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除
 - ④ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ⑤ 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

なお、国税庁の統計データと財務省の統計データは、法人の資本金階級区分が異なる部分があるため、階層を統合することによりデータ処理を実施した。回帰式は以下のとおりとする。

$$y = a_1x_1 + a_2x_2 + \beta$$

y：乖離税率
a₁：試験研究費税額控除額
a₂：設備投資税額控除額
β：決定項
補正 R2 は 0.940 を示していることから、

【図表 5-1】重回帰分析結果（平成 27 年度）

回帰統計	
重相関 R	0.979672488
重決定 R2	0.959758184
補正 R2	0.939637276
標準誤差	0.004317501
観測数	7

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	2	0.001778317	0.000889159	47.69954669	0.001619404
残差	4	7.45633E-05	1.86408E-05		
合計	6	0.00185288			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	0.014366634	0.002676279	5.36813798	0.005814556	0.006936093	0.021797175	0.002044792	0.02668847
試験研究費	3.13532E-10	1.08039E-10	2.902014879	0.044028923	1.35665E-11	6.13497E-10	-1.83892E-10	8.10955E-10
設備投資税額	-1.44241E-10	3.6096E-10	-0.399604121	0.709866466	-1.14643E-09	8.57945E-10	-1.80614E-09	1.51765E-09

回帰式の適合性は高いと認められる。また、有意 F 値は 1% 未満であるため、回帰式のすべての係数が 0 でありそうな確率は極めて低いことが示されている。t 値は、試験研究費の税額控除額については絶対値 2 以上となっているが、設備投資税額控除の方はこちらを下回った値となっている。P 値も、試験研究費については 5% 有意水準が得られるのみである。このように、乖離税率の原因要素としては、試験研究費の税額控除額が大きく影響をもたらしていることが読み取れる。

以上の分析結果は、試験研究費に関する税額控除は乖離税率に有意に影響を与えることを示しているが、一方の設備投資税額控除は乖離税率をもたらしていることは間違いないものの、乖離税率に有意な影響を及ぼしているわけではないことを示している。

なお、重回帰分析における多重共線性 (multicollinearity) を確認するため、以下に VIF 統計量を示す。

乖離税率と試験研究費との関係において、多重共線性の存在が疑われることから、試験研究費と設備投資税額について、乖離税率を被説明変数とする単回帰分析を実施することとする。

単回帰分析は、いずれも t 値は 2 を超えて、0.1% 有意水準での有意性を示していることから、試験研究費の税額控除と設備投資の税額控除は共に乖離税率に影響を及ぼしていることが示される。ただし、設備投資の税額控除については、補正 R² の値が低めに出ていることに留意する必要がある。

VI 税率のパラドックス

租税支出 (Tax Expenditures) という概念はアメリカ合衆国において最初に形成されたとされ (OECD [2010] p.14)、特に諸外国との比較においてその定義は多様である (OECD [2010] pp.15-16)。本稿においては、

【図表 5-2】重回帰分析結果 (平成 24-27 年度)

回帰統計	
重相関 R	0.968022068
重決定 R ²	0.937066725
補正 R ²	0.932032063
標準誤差	0.005380079
観測数	28

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散 t	有意 F
回帰	2	0.010774756	0.005387378	186.1230641	9.68287E-16
残差	25	0.000723631	2.89452E-05		
合計	27	0.011498387			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	0.009120843	0.001275669	7.14985359	1.71004E-07	0.006493555	0.011748132	0.005564999	0.01267668
試験研究費	2.86579E-10	1.94762E-11	14.71432858	8.09181E-14	2.46467E-10	3.2669E-10	2.3229E-10	3.40867E-10
設備投資税額	5.08401E-11	9.33706E-11	0.544498379	0.590922789	-1.4146E-10	2.4314E-10	-2.09424E-10	3.11105E-10

【図表 5-3】VIF 統計量

VIF 統計量			
	乖離税率	試験研究費	設備投資税額
乖離税率	1		
試験研究費	15.70361378	1	
設備投資税額	1.644833413	1.641127964	1

【図表 5-4】単回帰分析結果（平成 24-27 年度，試験研究費）

回帰統計	
重相関 R	0.9676365
重決定 R ²	0.93632039
補正 R ²	0.93387117
標準誤差	0.00530679
観測数	28

分散分析表					
	自由度	変動	分散	測された分散	有意 F
回帰	1	0.01076617	0.01076617	382.293958	4.524E-17
残差	26	0.00073221	2.8162E-05		
合計	27	0.01149839			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	0.0093218	0.00120448	7.73925335	3.2739E-08	0.00684595	0.01179764	0.00597488	0.01266871
試験研究費	2.9321E-10	1.4996E-11	19.5523389	4.524E-17	2.6238E-10	3.2403E-10	2.5154E-10	3.3488E-10

【図表 5-5】単回帰分析結果（平成 24-27 年度，設備投資税額）

回帰統計	
重相関 R	0.62612754
重決定 R ²	0.3920357
補正 R ²	0.36865245
標準誤差	0.01639724
観測数	28

分散分析表					
	自由度	変動	分散	測された分散	有意 F
回帰	1	0.00450778	0.00450778	16.7656687	0.00036516
残差	26	0.00699061	0.00026887		
合計	27	0.01149839			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	0.01349451	0.00378093	3.56909795	0.00142255	0.0057227	0.02126632	0.00298838	0.02400063
設備投資税額	9.0956E-10	2.2214E-10	4.09459018	0.00036516	4.5295E-10	1.3662E-09	2.923E-10	1.5268E-09

日本の法人税法ならびに租税特別措置法の規定内容に照らし、アメリカ合衆国財務省が租税支出項目に関するリストをとりまとめる際に用いる「租税優遇措置による政府の歳入減少額」（Surrey and McDaniel [1985] pp.2-3）という考え方と整合するため、これに倣うことにする。

これまでの分析によれば、租税支出額は資本金階層の高い法人が大きく、それらの法人ほど租税上の優遇がなされていることが示されている。しかし、これをもって、大法人が不当に優遇されているであるとか、租税支出は不当であるなどと主張するのは早計であろうと思われる。そこで、租税優遇措置が後に

どのような影響を及ぼすのかを検討する必要がある。租税優遇措置は税負担額の減少という効果を発揮するという点で、実質的には税率の軽減と同様の効果を持つうえ、税額控除そのものが租税優遇措置として規定されている現状を踏まえ、次のような簡単なシミュレーションを行う。

〔条件〕

10,000 千円の出資により法人を設立し、法人税率を 40% の場合と 30% の場合をシミュレーションする。配当は行われず、自己資本利益率は 20% とする。

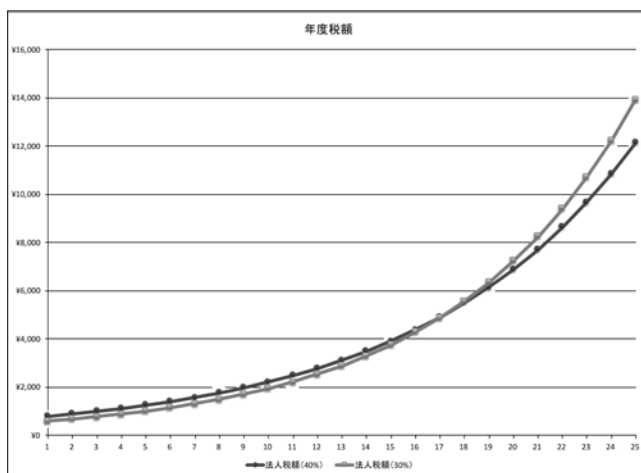
1 年目における所得はいずれの場合も

法人税における法定税率と実効税率の乖離問題

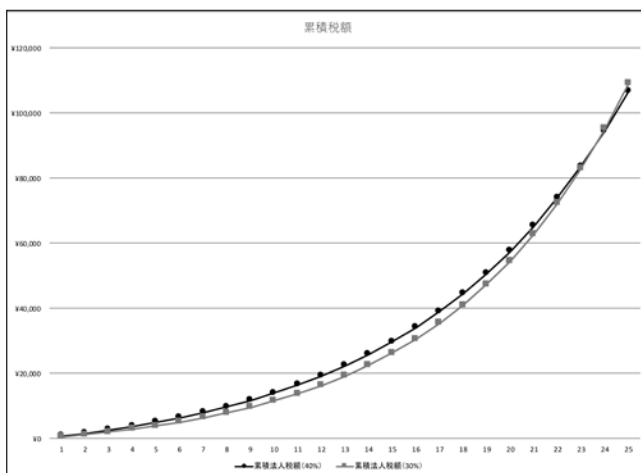
【図表 6-1】 税率軽減の場合のシミュレーション

〔税率40%、投資利益利益率20%〕												
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
期首資本	¥10,000	¥11,200	¥12,544	¥14,049	¥15,735	¥17,623	¥19,738	¥22,107	¥24,760	¥27,731	¥31,058	¥34,785
当期利益	¥2,000	¥2,240	¥2,509	¥2,810	¥3,147	¥3,525	¥3,948	¥4,421	¥4,952	¥5,546	¥6,212	¥6,957
法人税額 (40%)	¥800	¥896	¥1,004	¥1,124	¥1,259	¥1,410	¥1,579	¥1,769	¥1,981	¥2,218	¥2,485	¥2,783
税引後利益	¥1,200	¥1,344	¥1,505	¥1,686	¥1,888	¥2,115	¥2,369	¥2,653	¥2,971	¥3,328	¥3,727	¥4,174
期末資本	¥11,200	¥12,544	¥14,049	¥15,735	¥17,623	¥19,738	¥22,107	¥24,760	¥27,731	¥31,058	¥34,785	¥38,960
累積法人税額 (40%)	¥800	¥1,696	¥2,700	¥3,823	¥5,082	¥6,492	¥8,071	¥9,840	¥11,821	¥14,039	¥16,524	¥19,307
	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目
期首資本	¥38,960	¥43,635	¥48,871	¥54,736	¥61,304	¥68,660	¥76,900	¥86,128	¥96,463	¥108,038	¥121,003	¥135,523
当期利益	¥7,792	¥8,727	¥9,774	¥10,947	¥12,261	¥13,732	¥15,380	¥17,226	¥19,293	¥21,608	¥24,201	¥27,105
法人税額 (40%)	¥3,117	¥3,491	¥3,910	¥4,379	¥4,904	¥5,493	¥6,152	¥6,890	¥7,717	¥8,643	¥9,680	¥10,842
税引後利益	¥4,675	¥5,236	¥5,865	¥6,568	¥7,356	¥8,239	¥9,228	¥10,335	¥11,576	¥12,965	¥14,520	¥16,263
期末資本	¥43,635	¥48,871	¥54,736	¥61,304	¥68,660	¥76,900	¥86,128	¥96,463	¥108,038	¥121,003	¥135,523	¥151,786
累積法人税額 (40%)	¥22,423	¥25,914	¥29,824	¥34,203	¥39,107	¥44,600	¥50,752	¥57,642	¥65,359	¥74,002	¥83,682	¥94,524
〔税率30%、投資利益利益率20%〕												
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
期首資本	¥10,000	¥11,400	¥12,996	¥14,815	¥16,890	¥19,254	¥21,950	¥25,023	¥28,526	¥32,519	¥37,072	¥42,262
当期利益	¥2,000	¥2,280	¥2,599	¥2,963	¥3,378	¥3,851	¥4,390	¥5,005	¥5,705	¥6,504	¥7,414	¥8,452
法人税額 (30%)	¥600	¥684	¥780	¥889	¥1,013	¥1,155	¥1,317	¥1,501	¥1,712	¥1,951	¥2,224	¥2,536
税引後利益	¥1,400	¥1,596	¥1,819	¥2,074	¥2,365	¥2,696	¥3,073	¥3,503	¥3,994	¥4,553	¥5,190	¥5,917
期末資本	¥11,400	¥12,996	¥14,815	¥16,890	¥19,254	¥21,950	¥25,023	¥28,526	¥32,519	¥37,072	¥42,262	¥48,179
累積法人税額 (30%)	¥600	¥1,284	¥2,064	¥2,953	¥3,966	¥5,121	¥6,438	¥7,940	¥9,651	¥11,602	¥13,827	¥16,362
当期税額減少率	75.00%	76.34%	77.70%	79.09%	80.50%	81.94%	83.40%	84.89%	86.41%	87.95%	89.52%	91.12%
累積税額減少率	75.00%	75.71%	76.45%	77.23%	78.04%	78.88%	79.77%	80.69%	81.65%	82.64%	83.68%	84.75%
	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目
期首資本	¥48,179	¥54,924	¥62,613	¥71,379	¥81,372	¥92,765	¥105,752	¥120,557	¥137,435	¥156,676	¥178,610	¥203,616
当期利益	¥9,636	¥10,985	¥12,523	¥14,276	¥16,274	¥18,553	¥21,150	¥24,111	¥27,487	¥31,335	¥35,722	¥40,723
法人税額 (30%)	¥2,891	¥3,295	¥3,757	¥4,283	¥4,882	¥5,566	¥6,345	¥7,233	¥8,246	¥9,401	¥10,717	¥12,217
税引後利益	¥6,745	¥7,689	¥8,766	¥9,993	¥11,392	¥12,987	¥14,805	¥16,878	¥19,241	¥21,935	¥25,005	¥28,506
期末資本	¥54,924	¥62,613	¥71,379	¥81,372	¥92,765	¥105,752	¥120,557	¥137,435	¥156,676	¥178,610	¥203,616	¥232,122
累積法人税額 (30%)	¥19,253	¥22,549	¥26,305	¥30,588	¥35,471	¥41,036	¥47,382	¥54,615	¥62,861	¥72,262	¥82,978	¥95,195
当期税額減少率	92.75%	94.40%	96.09%	97.81%	99.55%	101.33%	103.14%	104.98%	106.86%	108.76%	110.71%	112.68%
累積税額減少率	85.86%	87.01%	88.20%	89.43%	90.70%	92.01%	93.36%	94.75%	96.18%	97.65%	99.16%	100.71%

【図表 6-2】 税率軽減の場合の年度税額 (25 年目まで)



【図表 6-3】 税率軽減の場合の累積税額（25 年目まで）



2,000 千円であるが、税率が 40% の場合の税額は 800 千円であるのに対し、税率が 30% の場合の税額は 600 千円となり、政府から見た税収減は 200 千円となる。この税収減少率は 25% であり、税率減少率 25% と同率である。

しかし、2 年目から税収減少率は縮小し、18 年目において単年度の税収は逆転する。さらに、24 年目にはついに累積の税収も逆転するのである。この税率のパラドックスは、税負担の軽減措置においても当てはまる現象である。さらに、24 年目末において、累積税収は税率が相対的に低い場合の方が多くなるばかりか、その時点における法人の自己資本は税率 30% の場合が 232,122 千円、税率 40% の場合が 151,786 千円と計算され、税率 30% の場合の数値は税率 40% の場合の数値よりもおよそ 1.5 倍も大きくなる。すなわち、税負担の軽減は、短期的には税収減を招くものの、中長期的には政府も法人も潤うことをこのシミュレーションは示している。

n 年目における期首資本の額は以下の算式により計算される。

$$C_n = C_1 \times \{1 + IR \times (1 - TR)\}^{n-1} \dots \textcircled{1}$$

C_n : n 年目期首資本, IR : 投資利益率, TR : 税率

したがって、 n 年目の税額 T_n は、以下の算式により計算されることになる。

$$T_n = C_n \times IR \times TR \dots \textcircled{2}$$

そして、①式を②式に代入すると、③式が得られる。

$$T_n = C_1 \times \{1 + IR \times (1 - TR)\}^{n-1} \times IR \times TR \dots \textcircled{3}$$

年度税額が逆転するのは 18 年目であることを述べたが、ここで得られた式を利用して均衡点を算定することができる。税率 (TR) が 40% (TR_1) の場合と 30% (TR_2) の場合の式を作り、この 2 つの式が一致するような $n-1$ は以下のように計算される。

$$n-1 = \log_{1+IR \times (1-TR_2)} \frac{IR \times TR_1}{1+IR \times (1-TR_1)} \frac{IR \times TR_2}{IR \times TR_2}$$

これにより、税率が 40% の場合と 30% の場合の均衡点は以下のように計算される。

$$n-1 = \log_{1+0.2 \times (1-0.3)} \frac{0.2 \times 0.4}{1+0.2 \times (1-0.4)} \frac{0.2 \times 0.3}{0.2 \times 0.3}$$

$$n = 1 + \log_{1.12} \frac{0.08}{0.06}$$

n を正の整数としてこれを解くと、 $n = 17.253 \dots$ と計算され、18 年目で年度税額の逆転現象が起きることが確認できる。

以上の議論は、配当が行われないことを前提としたものであるが、もちろん、配当が実施される場合にも同じように成り立つ。たとえば、配当を当期利益の 25% とすると、年度税額は 23 年目で逆転することになる。配当を加味した n 年目末の資本の額と n 年目の税額は以下の算式により計算される。

$$C_n = C_1 \times \{1 + IR \times (1 - TR) \times (1 - DR)\}^{n-1}$$

$$T_n = C_1 \times \{1 + IR \times (1 - TR)\}^{n-1} \times IR \times TR \times (1 - DR)$$

また、年度税率の均衡点は以下の算式により求められる。

$$n - 1 = \log \frac{IR \times TR_1}{\frac{1 + IR \times (1 - TR_2) \times (1 - DR)}{1 + IR \times (1 - TR_1) \times (1 - DR)} \times IR \times TR_2}$$

したがって、 $n = 22.048 \dots$ と計算され、23 年目で逆転現象が起きることになる。

一方、累積税額は、初項 a ($IR \times TR$)、公

比 r $\{1 + IR \times (1 - TR)\}$ の等比数列の和（項数： $n-1$ ）であるから、以下の算式により求めることができる。

$$S_{n-1} = \frac{a - ar^n}{1 - r} = \frac{a(1 - r^n)}{1 - r}$$

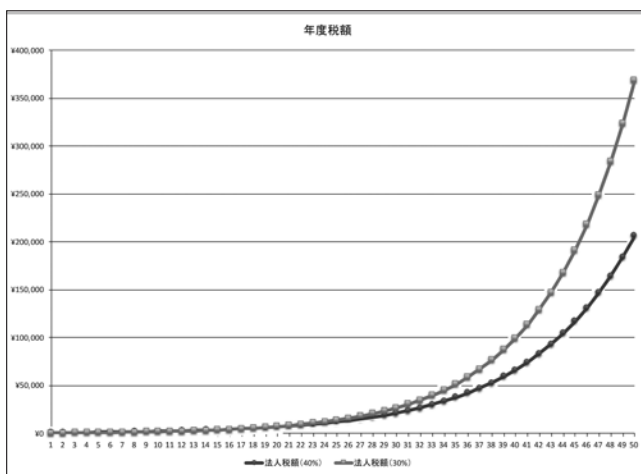
このシミュレーションにおいては、初項 0.08、公比 1.12 の等比数列の和と初項 0.06、公比 1.14 の等比数列の和が逆転するポイントは、以下の等式を満たす n を求めればよく、31 年目で逆転することがわかる。

$$\frac{0.08(1 - 1.12^n)}{1 - 1.12} = \frac{0.06(1 - 1.14^n)}{1 - 1.14}$$

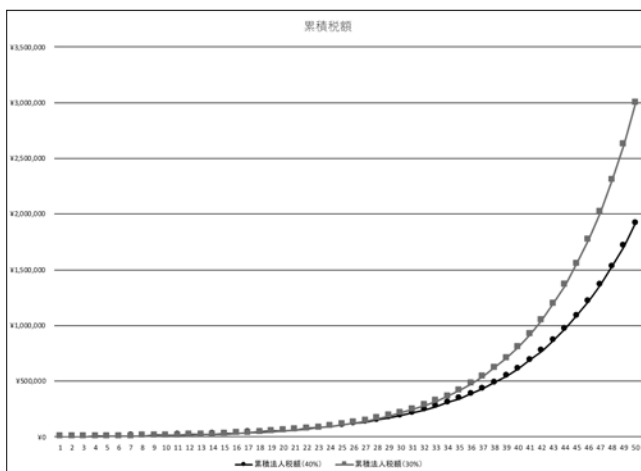
また、このシミュレーションについて、配当が行われない場合の 50 年目までの年度税額と累積税額の結果を示すと次のとおりである。

税率が 30% の場合の 50 年経過時点における単年度の法人税額は 368,544 千円であるが、税率 40% の場合の 206,430 千円と比べ、およそ 1.79 倍になる。また、累積の法人税額については、税率 30% の場合に 2,996,713 千円となり、税率 40% の場合の 1,920,015 千

【図表 6-4】 税率軽減の場合の年度税額（50 年目まで）



【図表 6-5】 税率軽減の場合の累積税額（50 年目まで）



円に比して、およそ 1.56 倍になる。このとき、法人の期末資本は、税率 30% の場合に 7,002,330 千円であり、税率 40% の場合の 2,890,022 千円に対し、およそ 2.42 倍となる。法人への所得課税は資本蓄積を抑制することが明らかであるため、税率を軽減することは短期的には税収減となるが、長期的には税収に大幅な増加と企業活動の大規模化の両方の恩恵をもたらすことになるのである。

Ⅶ 検討

租税優遇措置とは、ある種の不公平性を伴うものである。しかし、その不公平性は直ちに否定されるべき性質のものではない。不公平による犠牲を上回る政策上の効用が得られるのであれば、それは肯定されうるものであるためである。

租税優遇措置については、不公平性の是非が直接的な議論の対象となってしまうことが少なくなく、不公平性を認めるべきか否かという議論に矮小化される傾向にあるように思われる。このような議論は、税制全体において、不公平を許容するか否かという主義主張のぶつかり合いを招き、水掛け論に終始する

ことになりかねない。

本稿においては、客観的なデータに基づき、租税優遇措置の一部項目に焦点を当て、資本金階層別に分類した分析を行うことにより、どの程度の恩恵を享受しているのか、さらには、その恩恵の源泉がいかなるものであるのかを分析し、傾向を探った。

全体的な傾向として、資本金と乖離税率との間には有意な関係があることが示されることから、資本金と租税優遇との間には強い関連性が見られることは間違いない。ただし、このことは必ずしも資本金と租税優遇との間の直接的な因果関係を意味するものでないことに留意しなければならない。

分析の結果、大法人が租税優遇の恩恵を必ずしも集中的に受けているわけではなく、資本金 1 億円以下の法人層においても一つのピークが見られることが示されたことは興味深い点である。このことは、法人所得計算上、資本取引が課税中立的でありながら、法人が資本金をどのように設定するかという判断において、租税優遇規定の存在が誘因となっていることを強く示唆するという解釈ができよう。

さらに、全体的な傾向として、租特透明化

法による情報開示がなされて以降、実税率が一貫して下落傾向にある反面、乖離税率が拡大する傾向にあることは、租税優遇措置の規模が増大していることを示している。

以上の検討から得られる知見は、税負担の減少は必ずしも悪影響をもたらすものではないという点である。

一方で、課税の公平という観点からは、租税支出の恩恵はあらゆる法人に公平にもたらされるべきであるという意見もあるだろう。

また、租税優遇措置は、税制の枠外において補助金の形で実施されてしかるべき性質のものであるから、これを適切に実施していれば、法人税関連の租税優遇措置は不要になり、課税上の不公平性は排除されるという考え方もあるだろう。しかし、補助金制度ではなく租税制度の枠内に取り込むことには、他の方法ではなしえない二つの特徴があることが指摘できる。

第一に、原則としてすべての普通法人等が納税義務者となる法人税に法人関連の補助金制度を組み込むことにより、納税額と交付額を相殺することができるばかりか、その手続きを専ら法人側に担当させることが可能となる。交付金の申請事務手続や振込費用は多額に上ることは明白であるから、これを削減することができる現行制度の執行上の観点からの効率性が認められる。

第二に、赤字法人に対して補助金を支給するより、黒字法人に対して補助金を支給する方が、投資効率が高いことが期待されるという点である。思うに、政府の政策に合致する経済活動を行う法人に補助金を交付することには投資効率の観点からの合理性があるであろうし、成長性のある法人に補助金を交付することも、前述のシミュレーションによって妥当性が裏付けられるものと考えられる。歳出が一貫して増加基調にあることにより生じている歳入不足という状況下における法人税率の引き下げには批判もあるが⁵⁾、長い目で

見れば合理性のある対応であることを先のシミュレーション結果は示している。

租税優遇措置が原則として黒字法人に偏った恩恵をもたらすことに対する批判もあろうが、給付あるいは払戻しを伴う税額控除については、政府における投資税額控除規定の支出を増加させることになり、また、失敗した法人の救済につながることから、慎重であるべきであるとの指摘がある（OECD [2015] p.67）。租税優遇措置は政府による補助金として性格を持つと言われるが、給付あるいは払戻しが付帯するか否かの差は決して小さいものでなく、このような観点からは日本の租税優遇措置が政府による投資効率を重視していることが窺えるのである。

しばしば、日本の法人税率を諸外国のそれと比較する議論が見られるが、租税優遇措置の存在を考慮し、形式的な税率ではなく、実質的な税率を把握することの重要性が指摘されている（武田 [2011] 27 頁）。税額控除による租税優遇の効果が大法人的により大きく作用することが観察されるのに対し、中小法人を対象とする税率軽減による租税優遇措置は当然のことながら中小法人にのみ作用するものであるから、両者を組み合わせることにより一定程度の中和化が図られていることを指摘できるものの、これら二種の優遇措置を合わせた実態を詳細に把握できるようにする必要があるだろう。しかし、中小法人の場合には年 800 万円を境に適用税率が異なることなどから、現状において正確な把握は困難であるという問題が浮き彫りになる。

VIII おわりに

租税原則に抵触する租税優遇措置がその実態を曖昧にしたまま実施されることには明らかな問題があり、これまでも例えばアメリカの制度を参考にした統制のあり方が議論されてきたところである（畠山 [1990] 1-29 頁、

渡辺 [1997] 71-102 頁)。

租税優遇措置規定のうち、投資税額控除規定は、法人の投資に対して政府による補助を行うに等しい。しかし、法人の規模と無関係に法人の投資行動について税負担の軽減措置を講じることは、成長の期待される法人への政府による先行投資であり、抑制的な投資行動をとっている法人との間に税負担の差異が生ずることは、効率的な資源配分の観点から肯定されるべきものと思われる。このような理解によれば、法人税率の軽減もまた合理性のある措置ということがいえるのである。

ただし、冒頭にも述べたように、法人税額が課税所得金額と法人税率を乗じたものであるという関係を前提として、法人税額を固定することによって法人税率と課税所得に反比例の関係性を付与することは、課税所得の何たるかを曖昧にし、企業会計上の利益との差異に合理性を失わしめる危険性を孕む。そのため、昨今の法人税率の軽減を行うことと引き替えに課税基礎を増加させるという制度修正は厳に慎むべきものと思われる。

なお、国税庁の会社標本調査と財務省の租税透明化法に基づく開示データとの間には、

集計のあり方に相互関連性が見られないことから、データ分析の制約が大きく、データ分析を政策に役立てることの困難さを印象づけることとなった。具体的には、資本金階層の区分からして異なるため、時系列での傾向を掴むことができず、このことは、法人税法と租税特別措置法を同条件で分析することにも大きな支障となる⁶⁾。

また、本稿において検討した内容は、租税優遇措置のうち所得計算外において適用されるものに限定される。先に述べた租税優遇措置の実質的な効果に相違に着目する場合における完全免除措置と課税繰延措置との区分という観点からは、前者が検討対象となっている。そのため、所得計算に含められる種々の租税支出項目の検討については全く別のデータとこれに基づく分析が必要となる。現状において、確定申告書における所得計算の内訳項目、とりわけ会計上と税務上の差異に関する明細が開示されていないために、詳細な分析を行うことは困難である。そのため、租税支出に関する企業側の開示が必要となることを付言しておきたい。

(注)

- 1) 平成 15 年度改正により、試験研究費の特別控除規定については、恒久措置化されている(租税特別措置法第 42 条の 4)。また、平成 26 年度改正により、使途秘匿金課税については、同様に恒久措置化されている(租税特別措置法第 62 条)。
- 2) 所得金額が正の値を示している法人をいう。なお、この用語は国税庁統計年報書におけるものにしている(半年決算法人等年に複数回の事業年度を持つ法人にあっては、いずれかの事業年度の所得金額が正である法人をいう)。
- 3) 所得金額が負の値または 0 を示している法

人をいう。なお、この用語は国税庁統計年報書におけるものにしている(半年決算法人等年に複数回の事業年度を持つ法人にあっては、すべての事業年度の所得金額が欠損となった法人をいう)。

- 4) 中小法人等とは、普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの等をいう。なお、平成 22 年度税制改正により、資本金の額が 5 億円以上の法人等の 100% 子法人等をここから除外している。また、公益法人等または協同組合等、人格のない社団等も中小法人等に含まれる。さらに、これとは別に、租税特別措置法において、中小企業者の定義がなされている(租税特

- 別措置法第42の4、租税特別措置法施行令第27の4)。
- 5) たとえば、武田 [2011] 24 頁では、平成 23 年度税制改正において法人税率が引き下げられたことに疑問が呈されている。
- 6) 租特透明化法に基づく報告書には分析上の問題以外にも、諸外国における同種の報告書に比べて報告内容の範囲が狭い等の複数の問題点と公会計の観点からの改善の必要性が指摘されている(古田 [2015] 79-93 頁)。

【参考文献】

(邦文)

- 石弘光 [2008] 『現代税制改革史：終戦からバブル崩壊まで』 東洋経済新報社。
- 金子宏 [2017] 『租税法第二十二版』 弘文堂。
- 鈴木一水 [2013] 『税務会計分析－税務計画と税務計算の統合－』 森山書店。
- 税制審議会 [2016] 『中小法人の範囲と税制のあり方について－平成 27 年度諮問に対する答申－』 (平成 28 年 3 月)。
- 税制調査会 [1993] 『今後の税制のあり方についての答申－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－』 (昭和 58 年 11 月)。
- 武田昌輔 [2011] 「法人税率引下げ問題の検討」『税研』第 155 号、24-28 頁。
- 武田隆二 [2005] 『法人税法精説平成 17 年度版』 森山書店。
- 谷口勢津夫 [1990] 「西ドイツにおける租税補助金の法的統制」『租税法研究』第 18 号、30-70 頁。
- 中村芳昭 [1995] 「租税政策手段としての租税特別措置とその法的統制」『経済集志』第 64 巻第 4 号、197-213 頁。
- 成道秀雄 [2015] 『税務会計－法人税の理論と応用－』 第一法規。
- 畠山武道 [1990] 「租税特別措置とその統制－日米比較」『租税法研究』第 18 号、1-29 頁。
- 福浦幾巳 [2012] 「租税特別措置・補助金等」, 末永英男 『「租税特別措置」の総合分析』 中央経済社, 所収。
- 古田美保 [2015] 「租税支出の概念と公会計上の意義：租税支出決算書の作成可能性」『甲南経営研究』第 56 巻第 1 号、67-95 頁。
- 渡辺徹也 [1997] 「租税優遇の規制と法人ミニマム・タックス」『税法学』第 538 号、71-102 頁。

(英文)

- OECD [2010] *Tax Expenditures in OECD countries*.
- OECD [2015] *Taxation of SMEs in OECD and G20 countries*.
- Surrey, S. Stanley and Paul R. McDaniel [1985] *Tax Expenditures*, Harvard University Press.

(Abstract)

Since the corporate tax amount is calculated by multiplying the taxable income amount by the tax rate, there is a close relationship between taxable income and the tax rate, and recent tax reforms are implemented on the premise of this relationship. However, there is a gap between the statutory tax rate and the actual tax rate. Because the degree is not uniform, empirical analysis was conducted on this problem. As a result of empirical analysis on this issue, I came up with the

following perception. First, the cause of divergence must be the provision for tax special measures. Second, the greater the amount of capital, the larger the deviation. Third, there is a small peak with a capital of 100 million yen. Nevertheless, the simulation results show that tax special measures are not always bad. I got a conclusion that rationality as a means of tax expenditure can be found for special tax measures.

(謝辞) 本研究は、JSPS 科研費 JP16K04007 および JP26380640 の助成を受けたものである。